

株主総会議決権に関する
代理人資格を制限する定款規定の適用
——「攪乱のおそれ」の内実と合理的な理由による
相当程度の制限の内容——

山 田 泰 弘*

目 次

はじめに：問題提起

I. 裁判例の状況

II. 裁判例の分析

1. α 類型と β 類型との差

(1) α 類型における定款適用の違法性の評価の特徴

(2) β 類型における定款適用の違法性の評価の特徴

2. 属性による分析

III. 検 討

1. 「株主総会の攪乱のおそれ」とは

2. (B)の要素の揺らぎ：株主総会は株主のみが参加する会議体か？

(1) (B)の要素の揺らぎ

(2) 株主総会の会議体としての性質：出席者は株主に限られるか

3. 非株主代理人による議決権行使の必要性

結びにかえて：「株主総会の攪乱のおそれ」の内容としての代理権濫用の
おそれの測定

はじめに：問題提起

会社法310条1項前段（平成15年改正前・平成2年改正商法239条2項、昭和13

* やまだ・よしひろ 立命館大学法学部教授

年改正商法239条3項、明治32年制定商法161条3項)は、株主が株主総会議決権を代理行使できることを確認し、定款によっても代理行使自体を禁止できないとする¹⁾。我が国のほとんどの株式会社は株主総会議決権行使に関する代理人資格を定款により株主に限定している²⁾。もっとも1960年代当初、最高裁の判断が示されない中でこの定款規定の有効性につき学説上見解が分かれていた(分かれている状況は現在も続く)³⁾。

しかし、1961年に法務省はこれを無効であると表明した⁴⁾。この法務省の見解は、株式の自由譲渡性の下では、代理人を出席株主に限定しても、総会荒らしの跋扈を防止できず、代理人として信頼に足りない出席株主がいない状況では株主が議決権行使の機会を逸するため、定款規定が正当である範囲が極めて不明確であり、強行法規違反となりうるとの判断に基づく⁵⁾。もっとも、代理人を出席株主に限定する定款規定は無益の記載事項であり、設立登記申請の添付書類として提出された定款に当該規定があっても、登記官(法務局)はそのまま登記申請を受理した。よって、この限定が定款に規定されれば、当事会社はそれを前提に株主総会を運用してしまう。当事者がその運用に疑義を感じ、裁判所に持ち込まない限り、代理人を出席株主に限定する会社側の措置を無効とすることは難しい。

1) 酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説 会社法第4巻機関・1』(中央経済社、2008)132頁[浜田道代]。

2) 法務省法務局「株式会社の設立の登記申請(オンライン申請)に必要な添付書面情報」(2021年10月5日)添付書面の記載例【株式会社設立登記申請書(取締役会を設置しない会社の発起設立)】(<<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001330410.pdf>>)や、【株式会社設立登記申請書(取締役会設置会社の発起設立)】(<<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001330408.pdf>>)は、特に説明もなく、株主総会議決権行使の代理人資格を株主に限定する条項を設ける。このため、設立時に発起人は特に疑問なく、このような限定を定款に設定することになる。

3) 議論状況については、岩原紳作編『会社法コンメンタール7——機関(1)』(商事法務、2013)167頁[山田泰弘]を参照。

4) 昭和36年5月1日付民事甲第949号民事局長通達「議決権行使の代理人の資格を制限する定款の定めについて」商事法務213号(1961)12頁。

5) 川上富次「通達解説・議決権行使の代理人の資格を制限する定款の定めについて」商事法務研究213号(1961)13頁。

この状況を踏まえ、最判昭和43年11月1日民集22巻12号2402頁は当該規定の有効性を確認し、法務省も登記実務を改めた（定款の無益的記載事項と理解されていたものが有益的記載事項となるが、登記申請事務は異ならない）⁶⁾。これに加え、最判昭和51年12月24日民集30巻11号1076頁は、定款が有効であるとしても、議決権行使の代理人を株主に限るとの定款規定の効力が及ぶ範囲に限界があることを示した。同判決は「非株主を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえつて」、その者による「議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらす」場合には、定款の規定に反しない、とした。

この最高裁の準則の下では、株主総会議決権の代理行使を出席株主に限定する定款規定の効力を否定する（定款の例外を主張する）側が、「特段の事情」の立証責任を負う⁷⁾。この特段の事情は、具体的には、(A)株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれの有無と(B)非株主による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすかという二つの要素から評価される。

以上の準則自体は明確である。しかし、裁判所による(A)と(B)との比較衡量は区々に見え、当事者に予測可能性を十分に付与していないとも指摘される⁸⁾。(A)(B)の要素が、具体的にどのような内容を指すかについてコンセン

6) 昭和42年10月9日付日本公証人連合会長照会、昭和44年3月6日付民事甲第381号民事局長回答並びに法務局長・地方務局長宛通知「議決権行使の代理人資格を株主に制限する定款の定め効力について」商事法務484号（1969）23頁。

7) 岩原紳作編・前掲注3）173頁〔山田泰弘〕。

8) 高橋陽一「議決権行使に係る代理人資格を制限する定款規定の再検討——比例原則の観点から」法学論叢194巻4・5・6号（2024）153頁。

サスがなく⁹⁾、また、それぞれは会社（株主の総体）と特定の個別株主とに別々に帰属する利害であり、その量的比較が難しいからであろう。近時、この比較審査につき公法学上の比例原則の借用が提案される¹⁰⁾。もっとも、審査に当たっての考慮要素が不明確では比較衡量の基準を示すことは難しい。

本稿は、以上の状況を踏まえ、裁判所による(A)(B)の考慮要素の傾向を整理し、比較衡量の基準を探りたい¹¹⁾。

I. 裁判例の状況

株主総会の議決権代理行使の資格制限に関する裁判例群は、筆者が調べた限り、以下の【表1】の通り20件であった（②は控訴審で原審の理由付けを破棄し、理由付けを変更するが、それ以外は同一であり、いずれも裁判の審級で判断が分かれていないため、同一の事件として1つにカウントした）。

【表1】株主総会議決権行使の代理人資格制限が問題となるケース

No.	被告会社名（当時）	裁判・審級
①	日本ゲルマニウム工業株式会社	名古屋高決昭和30・9・14下民集6巻9号2012頁
		名古屋高判昭和35・7・15高民集13巻4号417頁
		最判昭和37・8・30判時311号692頁
②	株式会社関口本店	大阪地判昭和38・3・14下民集14巻3号375頁
		大阪高判昭和40・6・29高民集18巻4号349頁
		最判昭和43・11・1民集22巻12号2402頁
③	東武製鉄株式会社	東京地判昭和40・3・16下民集16巻3号455頁
④	三井貿易株式会社	大阪高判昭和41・8・8下民集17巻7＝8号647頁

9) 原弘明「議決権の代理行使を株主に限る定款規定にかかる裁判例について」商事法務2410号(2025)24頁は、これらの最高裁判決が特に「株主総会の攪乱のおそれ」の定義を示さないことが裁判所の運用が隘路に入り込む原因であると指摘する。

10) 高橋陽一・前掲注8)171頁。

11) 岩原紳作編・前掲注3)172-179頁〔山田泰弘〕は2013年段階までの裁判例の傾向を分析した。本稿は2013年以降の展開を踏まえ分析をし直すものである。

株主総会議決権に関する代理人資格を制限する定款規定の適用（山田泰）

No.	被告会社名（当時）	裁判・審級
⑤	株式会社関口本店	大阪地判昭和40・8・4民集24巻1号21頁
		大阪高判昭和42・4・13民集24巻1号27頁
		最判昭和45・1・22民集24巻1号1頁
⑥	直江津海陸運送株式会社	新潟地裁高田支部判昭和46・9・23民集30巻11号1091頁
		東京高判昭和48・4・25民集30巻11号1101頁
		最判昭和51・12・24民集30巻11号1076頁
⑦	白十字株式会社	東京地判昭和57・1・26判時1052号123頁
⑧	阪神電鉄株式会社	神戸地尼崎支判昭和59・6・28資料版商事4号575頁
⑨	日本保証マンション株式会社	東京地判昭和61・3・31判時1186号135頁
		東京高判昭和61・7・30資料版商事32号52頁
⑩	九州電力株式会社	福岡地判平成3・5・14判時1392号126頁
⑪	野村證券株式会社	神戸地尼崎支判平成12・3・28判タ1028号288頁
⑫	宮崎日日新聞社	宮崎地判平成14・4・25金判1159号44頁
⑬	株式会社大盛工業	東京地判平成22・7・29資料版商事317号191頁
		東京高判平成22・11・24資料版商事322号180頁
⑭	モニター株式会社	東京地判平成27・10・19（平成27(ワ)第7993号）Lex/DB25532843
⑮	匿名	名古屋地判平成28・9・30判時2329号77頁
⑯	匿名	札幌地判平成31・1・31判タ1467号249頁
		札幌高判令和元・7・12金判1598号30頁
⑰	株式会社ピラベック	東京地判令和3・4・13（平30(ワ)31875号・平31(ワ)4994号・令2(ワ)11499号）Lex/DB25589526・2021WLJPCA04138017
⑱	中西産業株式会社	東京地判令和3・11・25判タ1503号196頁
		東京高判令和4・6・22（令和3年(ネ)第5513号）D1-Law.com 判例体系[28312214]
⑲	株式会社ドミノトーク	東京地判令和4・4・25（令和3年(ワ)第24340号）Lex/DB25605457
⑳	匿名	東京地判令和5・1・20（令3(ワ)第31947号）2023WLJPCA01206009・Lex/DB25597928
		東京高判令和5・8・23（令和5年(ネ)第799号）LLI/DB07820705
		最決令和6・12・13（令和5年（受）第2512号）LLI/DB07910155

このうち、⑤は非株主による議決権代理行使の可否を判断していない¹²⁾。

12) ⑤では、解散会社において、株式を譲り受けたが、未だ株主名簿の名義書換をしていない譲受人の議決権行使が仮処分で認められた場合に、代理人資格が株主に限定される中で、

また、⑨は不法行為に基づく損害賠償請求事件で、⑧は議決権代理行使を求める仮処分申立事件であるが、それ以外は株主総会決議取消訴訟の要件充当性が問題となる(④は株主総会決議無効確認および取消請求訴訟を本案とする清算人職務執行停止・職務代行者選任の仮処分申立事件である)。

株主総会議決権行使に関する代理人資格が問題となる裁判例は、(α)会社が非株主代理人の議決権行使を認めた場合と、(β)非株主を代理人とした議決権行使を会社が拒絶した場合に分かれる。両類型では取消原因該当性の構成が異なる¹³⁾。

(α)類型では、非株主の議決権代理行使を会社(株主総会議長)が認めたことは、それだけで手続の定款違反となる。(A)(B)は、決議の効力の維持(定款の例外)を認定する要素となり、被告会社が立証責任を負う。この場合、会社法831条1項1号の要件を形式的には満たしており、当該定款違反行為が取消原因と評価しうるほどの瑕疵かが問題となる。もちろん、取消原因に該当するとした上で、裁量棄却(会社法831条2項)での処理も可能である。

他方(β)類型では、非株主の議決権代理行使を拒絶したこと自体は定款に従った結果であり、定款違反とはならない。取消原因に該当するかを評価する道筋は2つある。β-1は、その具体的な拒絶は定款違反ではないが、著しく不公正であるとする構成である。β-2は、その具体的な事情の下で定款の適用が否定され(適用無効となって)、会社法310条が直接適用されるとして、当該拒絶を会社法310条違反とする構成である。(A)(B)は手続が「著しく不公正なとき」または定款の適用無効を認定する要素となり、(原告)株主側が立証責任を負う。β-1は裁量棄却の対象とならないが、β-2は対象となる。

以下、α・β類型の別、会社の属性¹⁴⁾、株主構成の特徴、議決権代理行

当該譲受人が他の株主の議決権を代理行使しうるかが問題となったのみであり、判旨は、代理人資格制限に関する定款に対しては、譲受人を非株主として扱う。

13) 岩原紳作・前掲注3)176-177頁[山田泰弘]。

14) 戦前は株式の譲渡制限を定款で定めた(明治32年商法149条、昭和13年改正商法204条)。

使した株主の属性、および、代理人の属性の別を示し、裁判所の取消原因該当性に関する評価を(A)(B)の要素に分化して裁判例の判示事項を整理しよう【表2】。

【表2】 ケースにおける裁判所の評価状況

No.	類型 $\alpha \beta$	取消原因 該当性○×	会社の属性、株主構成の特徴・議決権代理行使した株主の属性・代理人の属性。 裁判所の評価のうち(A)(B)の要素
①	α	× 裁量棄却型	発行済株式数80万株。出席株主15名、委任状185通で株主総会が成立し、全員の賛成で決議が成立。400株を有する株主が非株主C（巡査）を代理人として議決権行使。 (A) 会日の前日に総会議長を訪問し、脅迫的言辭を弄したが、会日の決議は、まったくの形式上のなされたものにすぎず、Cは当日決議の結果に影響を及ぼすような働きかけをしていない。 (B) —
②	α	○	解散した清算会社（同族企業）。発行済株式は1万株であり、4500株をA、Bが2000株、Cが1500株、DEFXが各500株を有する。清算人である株主Aの配偶者（非株主）GがA分につき議決権代理行使。他の株主がGによる代理行使を拒絶し、決議①を成立させるが、Gのみが出席する株主総会で決議②が成立。後にGらは①決議につき決議無効確認・取消訴訟を提起したが請求棄却で確定している。Xが②決議につき株主総会決議取消訴訟を提起。 (A) — (B) —
③	α	×	上場企業の子会社で製鉄業を営むY株式会社。 Y社の発行済株式総数は、60万株であり、Xは1万7363株を有し、57万2320株を有する法人株主（日綿実業株式会社）の議決権行使は、その従業員（鉄鋼第一部長）が代理行使していた、Xが株主総会決議取消訴訟を提起。 (A) 会社内部における指揮命令系統にしたがって行われる職務の執行であり、代理の形式をとっていても、実質的には会社代表者の職務の一部の代行ともいってよく、通常の委任による代理とは類を異にする。 (B) —
④	α	×	同族企業。発行済株式数は1万株であり、Y社の株式は、実質的には、ACに各2800株が帰属し、Bが2600株、Dに1600株、Eに200株が帰属している。Aの甥でDの子のF（非株主）が議決権代理行使。 (A) Fは株主の同族の一人であり、Aの隣家に居住し平素親愛しており、またDと母子関係がある。 (B) Dが高血圧で難聴のため人前で話すことが苦手、Aは癌で入院中。

しかし、昭和25年商法改正は、株式会社の民主化（財閥支配からの解放）を目的として定款による株式譲渡制限を禁じた（昭和25年改正商法204条1項）。株式の譲渡制限の復活は昭和41年商法改正である（昭和41年改正商法204条1項）。このため、①から⑤までは相対的に株式の流動性が低い企業となる。

No.	類型 $\alpha \beta$	取消原因 該当性○×	会社の属性、株主構成の特徴・議決権代理行使した株主の属性・代理人の属性。 裁判所の評価のうち(A)(B)の要素
⑤	α	— (評価せず)	同族企業。Y社の発行済株式総数10,000株であり、Aが4500株、Bが2000株、Cが1500株、DEFXが各500株を有していた。昭和38年2月7日にBが死亡し、B保有株式2000株は、ACDEFXおよびJが共同相続している。HはCの有するY社株式1500株の譲渡を受けた。Y社は未だ株券を発行していないため、譲受人Hの議決権行使を認める仮処分がなされ、AがHに議決権の代理行使を委任した。裁判所は、仮処分の効果は、C名義株式をHが行使することに限定され、議決権行使の代理人を株主に限定する定款規定の適用場面には及ばないとして、原々審に差戻した。 (A) — (B) —
⑥	α	×	発行済株式総数150万株であり、Xが2万6675株を有し、新潟県が30万株、直江津市が15万株、日本通運株式会社が19000株を有する。Y社の株主総会において、出席株主は代理行使も含め103万余であり、新潟県、直江津市は、吏員に議決権行使をさせ、日本通運は従業員に議決権代理行使をさせていた。 (A) 株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはない。 (B) 職員又は従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しい。
⑦	$\beta-1$	×	資本金一億円の株式会社。主婦である株主X1、X2は、それぞれ、弁護士A、弁護士Bに議決権の代理行使権限を付与し、昭和55年12月19日の株主総会の会場入口で、ABはそれぞれ代理権証明する書面を提示し、入場の意思を示したが、Y社は入場を拒絶。Y社の株主総数は397名、本件総会に出席した株主数は委任状を含めて161名である。 (A) 非株主による総会荒しの排除を目的とするばかりでなく、もともと会議体の運営はその構成員のみによって行うとする会議体の本則にのっとったものと解される以上、総会荒しの所為に出ることのない弁護士であることをもって本件規定の効力を否定すべき特別の事由ということではできない。 (B) 「Xらが主婦であることをもって本件総会において自らその議決権を行使することが事実上不可能とはいいがたい」。 XらはY社の他の株主に議決権の代理行使を委ねる可能性があった。
⑧	$\beta-1$	× (ただし、議決権を行使しうる権利の疎明がないとして。)	上場する鉄道会社であるY株式会社の場外馬券場設置に反対する市民グループがY社株主として株主提案権を行使し、その設置を禁止する定款変更議案を提出し、そのグループの株主(2万株を保有)が健康上の理由から非株主である弁護士を代理人とする議決権行使の仮処分を申し立てた。 (A) — (B) 株主が病気であって株主総会における適切な質疑応答がなせないうえ、小規模な会社で委任しうる他の株主を選任することが困難であるというような特段の事情がある場合においては、株主以外の第三に議決権行使を委任にする余地があると解されるが、特段の事情の疎明が十分に尽くされていない。

株主総会議決権に関する代理人資格を制限する定款規定の適用（山田泰）

No.	類型 α β	取消原因 該当性○×	会社の属性、株主構成の特徴・議決権代理行使した株主の属性・代理人の属性。 裁判所の評価のうち(A)(B)の要素
⑨	$\beta-1$	○	<p>閉鎖的会社。Y株式会社の発行済株式総数8万株。株主構成は、A株式会社28000株、X1株式会社26000株、X2株式会社20000株、B株式会社6000株。X1社およびX2社で55.7%の持ち株比率である。Y社は公示催告なく抜き打ち的にB社に8万株の新株発行をし、X1およびX2社により新株発行無効の訴えが提起され係争中である中で、監査役C（X2社の取締役でもある）の突然の辞任を受け監査役選任を目的とする臨時株主総会を開催する際に、X1社及びX2社がそれぞれの従業員を代理人として、株主総会に出席しようとしたところ、従業員に株主資格がないことを理由に入場を拒否した。</p> <p>(A) Y社が入場を拒否したことには、CがX2社の取締役であり、Cの監査役辞任辞任自体、Y社の混乱を意図したものであり、Xらの使用者が本件総会に出席すれば、総会が攪乱され、会社の利益が害されるおそれがあったとのY社の主張に対し、それだけでは未だ害するおそれは認められないとする。</p> <p>(B) ——</p>
⑩	$\beta-1$	×	<p>上場企業である電力会社であるY社の反原発活動グループが株主の議決権行使書面を提示して入場を求め、入場受付担当事務員は顔見知りの株主以外の者につき、持ち株数・株主名簿上の株主の住所を本人に口頭で確認するなどし、非株主の入場を認めなかった。活動グループの株主は、同活動グループのメンバーについてのみ本人確認をしたこと、代理権を証する書面を提示していないが、議決権行使書面を提示したことで非株主代理人として入場させるべきであったとして、決議取消訴訟を提起。</p> <p>「議決権行使書用紙を提示しながらも入場を拒否された非株主は、いずれもY社株主主義の議決権行使書用紙のみを提示して入場しようとしたものであって、……「代理権ヲ証スル書面」を提示したわけではないので、Y社がこれらを株主の代理人として扱わなかつた点も、不当なものとはいえない」。</p> <p>(A) 議決権を行使する代理人の資格を株主に限る旨の被告定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止するのみならず、株式会社の機関である株主総会がその構成員のみによって運営されるべきであるとの会議体としての本則に則った合理的な理由に基づく相当と認められる程度の制限といえることから、株主の議決権行使に不当な制約を生ずる特別な事由がある場合を除いて、有効と解するのが相当である。</p> <p>(B) 株主であるグループの会員が他の株主である会員に議決権の代理行使を委ねることが可能であった以上、議決権行使に不当な制約を生ずる特別な事情があるとはいえない。</p>
⑪	$\beta-2$	○ (不法行為の違法性として。ただし、損害がないとして請求は棄却)	<p>上場会社であるY株式会社の株式2138株を有するXが、株主総会の集中開催日に開催され、別の銀行の株主総会に出席するためY社の株主総会に出席できないとして、本件総会に先立つ6月22日に、非株主である弁護士を代理人として議決権行使をしようとすることを通知し、実際に入場しようとしたところ、拒絶されたため、株主権行使の機会を奪われたことの精神的損害の賠償をY社に求めた。</p> <p>(A) 本件総会へ出席を委任された者が弁護士であることからすれば、受任者である弁護士が本人たる株主の意図に反する行動をとることは通常考えられないから、株主総会を混乱させるおそれがあるとは一般的には認め難いといえる。したがって、右申出を拒絶することは、本件総会がこの者の出席によって攪乱されるおそれがあるなどの特段の事由のない限り、できない。</p>

No.	類型 $\alpha \beta$	取消原因 該当性○×	会社の属性、株主構成の特徴・議決権代理行使した株主の属性・代理人の属性。 裁判所の評価のうち(A)(B)の要素
			<p>Y社は、事前に通知を受けており、本件総会当日に、代理人たる弁護士に対して、代理人自身の身分・職務を証明する書類の提示を求めて、右代理権の有無、代理人の同一性を確認し、その上で会場への入場を認めるという取扱いをすれば足りたのであって、右手続の履践が本件総会を開催するに際しての事務処理を著しく煩雑にし、総会の開催を混乱させることになったと認めるに足りる証拠はない。</p> <p>(B) ——</p>
⑫	$\beta-1$	×	<p>公開会社でない株式会社である Y 株式会社の発行済株式の 2%である 1 万 6000 株を有する株主 X は、平成 11 年 6 月 16 日の第 58 期定時株主総会及び平成 12 年 6 月 20 日の第 59 期定時株主総会において決議された事項について、株主総会決議取消請求訴訟を提起していた。Y 社は上記訴訟において上記株主総会決議が取り消された場合に備えて、平成 12 年 12 月 15 日に臨時株主総会を開催し、両期の株主総会議題等の決議を行った。X は、A 弁護士に臨時株主総会の議決権行使の代理を委任し、A が代理行使をするために株主総会に参加しようとしたところ拒絶された。</p> <p>(A) 株式会社は総会を攪乱するおそれのない職種のものであれば非株主であっても入場を許さなければならぬと解すると、株式会社は、総会に非株主代理人が来場した際には、その都度その者の職種を確認し、総会を攪乱するおそれの有無について個別具体的に検討しなければならず、株主数が多い株式会社は、総会開会前の限られた時間に多数の来場者に対応しなければならぬところ、受付において非株主代理人が総会を攪乱するおそれの有無について個別具体的に判断することは、受付事務を混乱させ、円滑な総会運営を阻害するおそれが高い。</p> <p>実質的基準を持ち込むと、かえって、経営陣が自らを支持する株主の代理人については総会を攪乱するおそれがないとして入場を許し、そうでない代理人については入場を許さないなど恣意的差別的判断を行い株主の権利が害される。</p> <p>(B) ——</p>
	α	×	<p>Y 社は株主 C には、非株主の代理人 D (C の配偶者) の議決権行使を認めていた。</p> <p>(A) 過失により誤って入場を許可した。C の持株は、当日出席株主数に算入されず、C は発言をしていないことなどを考慮すると、決議に影響を与えたとは考えられない。</p> <p>(B) ——</p>
⑬	$\beta-2$	×	<p>東京証券取引所 2 部上場企業で発行済株式総数 7752 万 7498 株。X 株式会社は、Y 社株式 220 万 3700 株 (2.84%) を有する。株主総会では、X 社代表者と従業員とともに、弁護士 A が来場し、非株主である弁護士 A を議決権行使の代理人として入場することを求めた。Y 社はこれを拒絶し、X 社については、代表者が入場した。株主総会では、取締役選任議案については、X 社代表者から修正案が提出された。議場の株主から異議等が述べられるようなこともなく、会社提出の原案から採決を行い、原案の可決が宣言された。</p> <p>(A) ⑫ β と同様。</p> <p>(B) A 弁護士らが本件株主総会に出席することができなかったからといって、X をはじめとする株主の議決権行使が妨げられたわけではない。</p>

株主総会議決権に関する代理人資格を制限する定款規定の適用（山田泰）

No.	類型 $\alpha \beta$	取消原因 該当性○×	会社の属性、株主構成の特徴・議決権代理行使した株主の属性・代理人の属性。 裁判所の評価のうち(A)(B)の要素
⑭	$\beta - 1$	×	<p>公開会社でなく、非取締役会設置会社で、その発行済株式総数は15万8700株。Xは、そのうち42760株を有する。Y社は、平成16年12月15日に、同月25日に株主総会を開催する旨を通知した。Xは、タイ王国在住のため、出席が難しいことを伝え、会日の延期または非株主である弁護士Aを代理人出席を要請。Y社はいずれも拒絶。同月25日に、X以外の株主全員が出席し、本決議は全員の賛成により可決。</p> <p>(A) ⑬β・⑬と同様。</p> <p>(B) Xが海外に居住していたとしても、交通手段の発達した現状において、本件総会の10日前に招集通知が送られていたのであれば、Xが本件総会に出席することが不可能であるとは認められない。</p>
⑮	$\beta - 2$	×	<p>Y1株式会社は、資本金1000万円の公開会社でない株式会社であり、取締役会設置会社。Y2は、Y1社の代表取締役であり、Y3は、Y1社の取締役である。Y1社の発行済株式総数は200株であり、180株をX、20株をY2が有している。後にY2に第三者割当の募集株式発行が実施され、Y2は、都合620株の株主となったが、Xは新株発行の無効の訴え及び不存在確認の訴えを提起した。他方、Y1社は、Xに対し、平成26年9月19日頃、同月29日開催のY社の定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）の招集通知を送付した。Xは、A弁護士による議決権の代理行使を認めるよう申し入れたがY1社が拒絶したため、自身で出席した。</p> <p>(A) 事前にA弁護士による代理行使を認めるよう申し入れており、A弁護士が本件株主総会を攪乱するおそれがあったとは認められない。</p> <p>(B) Xは、本件株主総会に出席して議決権を行使したのであるから、Y社がA弁護士によるXの議決権代理行使を拒否したことによって、Xの議決権行使の機会を奪うに等しい不当な結果が生じたとはいえない。</p>
⑯	$\beta - 1$	○ (ただし委任状の真正確認方法の在り方について)	<p>Y株式会社の定款には、株主はその氏名・住所および印鑑をY社に届け出ることと、議決権行使の代理人を株主1名とする旨が定められていた。X1株式会社はY社株式38000株を有し、X2株式会社はY社株13200株を有する。Y社は、平成29年6月27日の51回定時株主総会に関する招集通知・議決権行使書・出席票をX1およびX2社に対し、送付した。X1社の代表者は、当時の代表者印とともに、議決権行使書兼出席票に印影を顕出させたものを提示し、弁護士Aは、X2社の代理人として、議決権行使書兼出席票にX2社代表印の印影を顕出させたものと委任状を提示し、入場しようとしたが、Y社への届出印と一致しないことを理由に両者の入場を認めなかった。</p> <p>(A) Y社代表者は、X2社の委任状を持参したX2社の代理人であるA弁護士と面識があり、株主総会の受付において、同人が弁護士であり株主総会攪乱のおそれがないことを容易に判断できたというべきである。議決権行使の重要性に鑑みると、本件のように代理人が弁護士である等株主以外の第三者により攪乱されるおそれがないような場合であって、株主総会入場の際にそれが容易に判断できるときであれば、株式会社の負担も大きくなく、株主ではない代理人による議決権行使を許さない理由はない。</p> <p>(B) ——</p>
⑰	$\beta - 1$	×	<p>Y株式会社は非公開会社で発行済株式総数は200株。Y社発行済株式につき、80株を前Y社代表取締役A(Xの兄)、80株をX、40株をAとXの母であるBが有する。平成30年当時ABXがY社取締役であった。平成30年の株主総会では、Bより委任状をえて、ACが出席し、Xの取締役解任を決議。この株主総会につき、Xは、非株主弁護士を代理人として出席させようとしたが、拒絶されている。</p>

No.	類型 α β	取消原因 該当性○×	会社の属性、株主構成の特徴・議決権代理行使した株主の属性・代理人の属性。 裁判所の評価のうち(A)(B)の要素
			<p>(A) (非株主弁護士は、事前に弁護士身分と代理権の存在を明らかにし、当日、委任状と名刺を示して出席を求めた)が、「株主でない代理人が株主総会へ出席することを希望するとき、会社において、当該代理人が総会を攪乱する可能性があるか否かを個別具体的に調査・判断することを要するとすれば、かえって経営陣による恣意的な判断を許すおそれが否定でき、一律にその出席を拒むという対応には合理性がある」</p> <p>(B) —— (Xは、総会当日に海外に滞在していたことを必要性とあげるが、(A)との関係から判断せず)</p>
⑮	$\beta-2$	○	<p>Y株式会社は公開会社でない株式会社で発行済株式数394万8000株であり、株主は、創業者の子である、A (Y 社子会社代表取締役) が26万3000株であり、X (次男) が25万2000株、B (Y 社監査役) が25万2000株を有し、そのほか、取引関係者3社が各1万株ずつ、従業員持株会が300万株を有し、Y社の自己株式15万1000株であった。XはY社代表取締役社長・Y社子会社取締役であったが、平成30年にY社代表取締役社長を辞任し、メインバンク派遣の元銀行員Cが代表取締役に就任した。Xの長男Dは、Xとの間で委任契約と任意後見人契約を締結し、Xの代理人として行動している。</p> <p>Y社は、平成31年3月7日に招集し、同月22日に開催した臨時株主総会において、その数日前に、Xから非株主のE弁護士による議決権代理行使を希望する旨の申し出があり、それを認めた。株主総会では、E弁護士は、議案案の内容に関する質問した上で、いずれの議案についても反対したが、決議は成立した。Y社は、令和元年6月27日に定時株主総会で、Yへの退職慰労金贈呈議案を否決したが、その際、Xの弁護士Eによる議決権代理行使の申請を拒絶した。また、同年12月には、XはY社子会社の取締役も解任された。Xは令和2年6月9日に医師によりうつ病発症との診断を受けた。</p> <p>Y社は令和2年6月11日に、同月25日に定時株主総会(本件総会)を開催する旨の招集通知を株主に発送した。XはY社に対し、本件総会の会日の約1週間前に、〈1〉原告自身の出席が困難であること、〈2〉XとX以外の株主は意見を異にしていること等を理由に、本件総会にその代理人として弁護士Eを出席させ、弁護士Eに議決権を代理行使させる旨をあらかじめ申し出た上、うつ病の診断書と本件委任状を送付した。Y社は本件総会の会日の前日にこれを拒絶した。Xは、本件総会の決議取消を求めた。</p> <p>(A) 株主が弁護士に議決権を代理行使させた場合、当該弁護士が当該株主の意図に反する行動をすることは、通常想定されないものというべきである。</p> <p>(B) 非公開会社においては、会社にとって好ましいと判断される株主によって構成されることが予定され、会社と対立する株主と他の株主との間で、株主総会の議案につき見解の対立を生じるなどしたときは、議決権の行使を委任するに足りる信頼関係が損なわれており、非株主代理人による議決権行使が必要となる。</p> <p>弁護士による議決権の代理行使を認めるために、株主本人による議決権行使が不可能であることを要件とすべき必然性はない。</p>

株主総会議決権に関する代理人資格を制限する定款規定の適用（山田泰）

No.	類型 α β	取消原因 該当性○×	会社の属性、株主構成の特徴・議決権代理行使した株主の属性・代理人の属性。 裁判所の評価のうち(A)(B)の要素
⑮	α	×	<p>非公開会社である Y 株式会社の発行済株式総数は20株であり、一般社団法人である X が 8 株、A が 8 株、B が 4 株を有する。令和 3 年 8 月 30 日に開催された株主総会にあっては、Y 社は、株主に対して、法人株主の職員、弁護士および親族について代理人として株主総会に出席できる旨を通知した。A の配偶者であり、Y 社代表取締役である C が、A の代理人として出席し、全株主を出席株主として決議が成立した。X は、株主ではない代理人による議決権の行使を認めたことが決議方法の定款違反であるとして、株主総会決議取消訴訟を提起。</p> <p>(A) A の代理人として議決権行使をした C は、Y 社の代表取締役であり、本件株主総会の議長を務めた者であることに照らせば、同人を代理人として議決権を行使させたとしても、株主総会が攪乱され、会社の利益が害されるとは考え難い。また、C は、A の夫であり、本件各議案について、委任状に記載された賛否の指示に従って、議決権を行使することを委任されており、株主である C の意図に反する行動をすることは想定し難いし、現に、本件株主総会において、C の委任に従って議決権を行使しており、議事進行を攪乱したという事情もうかがえない。</p> <p>(B) —</p>
⑳	$\beta-2$	×	<p>Y 株式会社は、発行済株式総数10万株の非公開会社。Y 社株式については、令和 3 年 9 月 13 日まで Y 社監査役である X が18000株を有し、X の弟で Y 社代表取締役である A が 5 万 2000 株、X の兄で Y 社代表取締役である B が 3 万株を有する。XAB 間では、相続を巡って紛争が発生し、相続に関する交渉につき X は C 弁護士に委任している。</p> <p>同日開催された Y 社株主総会では、Y 社の取締役会・監査役の廃止の定款変更が議題となった。X は非株主である弁護士 C を帯同し、帯同しての入場を求めたが拒絶されたため、C を代理人として、X と C とが入場することを求めた。これに対し Y は、C の入場を拒絶し、X および C は入場しなかったところ、定款変更議案が満場一致により可決した。X は、この株主総会決議の取消しを求めた。</p> <p>(A) 地裁判決：株式会社において、株主が代理人として株主総会に出席させ、議決権を代理行使せよとする弁護士により、当該株主総会が攪乱され当該株式会社の株主の共同の利益が害されるおそれがあるときは、その代理行使を拒否することができることは上記のとおりであり、その前提として当該株式会社にこの点を検討する機会が保障されていると解される。そして、当該株式会社がこの検討をするためには、それを可能にする程度の時間的余裕をもって、当該株主が代理人として出席等させようとする弁護士の情報が当該株式会社に知らされることが必要であり、そのために株主による事前の申出は必要である。</p> <p>高裁判決：Y 社が、X の入場又は X 自身による議決権行使を拒んだものとみられる事情は認められず、したがって、X においては、本件株主総会における議決権行使の機会が保障されていたにもかかわらず、会場における C 弁護士の帯同等を拒まれたことを理由に、あえて自らその機会を放棄したものと認めることができる。(傍論判断) C 弁護士が、X の相続に関して XAB との間に生じていた紛争につき X から依頼を受けていた弁護士であったことなども考え合わせれば、Y 社にとって、本件株主総会において株主以外の第三者に当たる D 弁護士に議決権を代理行使させても株主総会が攪乱されて会社の利益が害されるというおそれがない場合であることが明らかであったということとはできない。</p>

No.	類型 α β	取消原因 該当性○×	会社の属性、株主構成の特徴・議決権代理行使した株主の属性・代理人の属性。 裁判所の評価のうち(A)(B)の要素
			(B) 地裁判決：—— 高裁判決（傍論判断）：なお、X は、A から威圧的行為を多数受けていたことからすれば、X 単独で本件株主総会に出席したとしても、議決権その他の株主権の行使が十分に行い得なかった旨を主張するものとみられるが、そうであっても、X が単独で本件株主総会に出席した場合には X において議決権その他の株主権の行使が十分に行い得なかったものとみるべき事情は認められない。

II. 裁判例の分析

1. α 類型と β 類型との差

非株主代理人による議決権行使の可否が問題とならなかった⑤を除く裁判例にあって、 α 類型と β 類型との間には顕著な差がある。

α 類型である①②③④⑥⑫⑭⑰は、②を除いて、非株主による議決権代理行使を会社が認めたことは取消原因に該当しないとす。もっとも②は、定款規定の適用につき(A)(B)の要素を審査することにまで踏み込んでいない¹⁵⁾。

他方、 β 類型では、非株主による議決権代理行使を会社が認めなかったことを取消原因に該当するとしたものは⑨⑪⑱⑳の4件、取消原因に該当しないとすものは⑦⑧⑩⑫⑬⑭⑮⑰⑲の9件と分かれている。 $\beta-1$ または $\beta-2$ のいずれの構成を採用するかが、判決の結果に影響するわけではなさそうである。

以下では、 α 類型と β 類型に分けて、ケースの特徴をみよう。

15) ②は、清算会社の株主総会を招集した清算人が欠席し、参集した株主と、非株主代理人のみとの二派にわかれ、別々に株主総会を開催し、それぞれで相互に矛盾する決議が成立した事案である（定足数・決議要件を両者とも充足）。②は、株主による議決権代理行使に関する代理人資格を株主に限定する定款規定に違反しているとして、非株主代理人のみが出席する株主総会決議の取消しを認めている（株主が出席する株主総会の決議取消訴訟の棄却が先に確定している）。

矛盾する決議を放置することもできない中で、判断の決め手が非株主代理人による議決権行使の定款違反しかなかった事案である。

(1) α 類型における定款適用の違法性の評価の特徴

α 類型における議決権行使代理人の属性と裁判所の判断枠組みや考慮している(A)(B)の事情をまとめれば、【表3】のようになる。

【表3】 α 類型における議決権行使代理人の属性と(A)(B)の明示状況

取消原因該当性	(A)(B)ともに明示	(A)のみ明示	(A)(B)ともに明示なし
肯定			②(子)
否定 (非株主による議決権 代理行使を認める)	④(子・甥) ⑥(従業員)	①(巡査) ただし裁量棄却。 ③(従業員) ⑫ α (配偶者) ただし裁量棄却。 ⑰(親族・被告会社代表取締役)	—

α 類型においては、手続上の定款違反がある一方で、非株主代理人が適切に議決権を行使していれば、株主意思が決議に反映される。この点では、手続違背はあるが、決議自体の問題性は小さく、会社法831条2項の裁量棄却に近似する面がある¹⁶⁾。①が、裁量棄却が明示的な制度として存在しない段階で、手続上の法令・定款違反の違法性の程度や決議の影響度を考慮して非株主の議決権代理行使の定款違反の取消原因該当性を肯定したことや、⑫ α が裁量棄却の判断枠組みを利用して認定していることにも、この点が現れている。

(A)の評価については、 α 類型にあっては、代理人（非株主）が審議に参加し、議決権行使がされているため、非株主が議決権行使に関する代理人と

16) 裁量棄却制度を巡っては、変遷がある。昭和25年商法改正以前は、より広く「決議ノ内容、会社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シ其ノ取消ヲ不適ト認ムルトキ」は裁判所が請求を棄却することできていた（同年改正前商法251条）。昭和25年商法改正はこの規定を廃止した。もっとも、招集の手続・決議の方法に法令違反があったとしても、違反が決議の結果に影響を及ぼさないことが明白であれば決議取消を強制すべきでないとして、一定範囲で効力を否定しないという判例実務が形成された（今井宏「株主総会議決取消の訴と裁量棄却」商事法務919号（1981）31頁参照）。昭和56年商法改正でそれまでの判例実務の最大公約数を制定法化する形で、現行法の枠組みが採用された。近時の運用状況については、顧丹丹「判批（最判昭和46年3月18日民集25巻2号183頁）」神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編『会社法判例百選』（別冊ジュリスト254〔有斐閣〕、第4版、2021）80頁を参照。

して株主総会に参加し、議決権行使した実際の行動（行使することを会社が認めたこと）が、株主意思を決議の成立に反映させることを歪めたかという点で主として評価される。

株主総会の会日における株主の行動態様を評価するのは①⑫ α であり、③④⑥⑱は代理人による議決権行使が株主意思を反映することが担保される関係性または環境があるかを見る。①は、株主総会決議が株主間で形成されていた既定方針通りのものであり、全員一致で成立していることに着目し、⑫ α は、決議の結果に影響がないことを確認するだけである。③⑥は、代理人が会社・地方自治体の従業員・吏員として代表者の職務の代行として組織的に行使していること、④は、代理人は株主と母子関係または叔父甥の関係にあり、隣家の叔父とは平素親愛していたことを挙げる。⑱は、代理人が株主の配偶者そして被告会社代表取締役であること、また、委任状に賛否の指示があることを考慮している。

株主総会の審議の際の代理人の行動を評価は①⑫ α ⑱のみが行い、それ以外は実施していない。これは、実際に非株主である代理人が株主総会に出席していることから、代理人の株主総会における行動に問題がなければ、審査する必要がないからであろう。

他方、(B)の要素は、①③⑫ α ⑱が審査しないのに対して、④⑥は審査を行う。

①⑫ α が問題としないのは、裁量棄却の枠組みでは定款違反の重大性および決議の結果への影響度のみが審査されるため、非株主代理人による議決権行使を会社が認めたことは、定款違反であること以上に内容の審査をする必要がなかったためと思われる。⑱は、 β 類型の⑱が提示する、「定款による制限が及ぶのは、株主総会の攪乱のおそれがあり、株主の共同の利益を害する場合に限定される」との理解に基づくため、(B)の評価をする必要がなかった。③は、従業員による議決権代理行使が代表者の職務執行の代行という組織上の行為であることを強調し、通常の代理とは異なり、株主本人による議決権行使と異ならないとの評価に基づく。

④は、2名の株主に関し非株主代理人における議決権行使が問題となるが、

一方の株主が癌で入院し、参加できないことを、また、他方の株主は高血圧で難聴であり、人前に出ることを苦手としていることを挙げる。⑥は職員・従業員による代理行使を認めなければ、事実上議決権行使の機会を奪うと指摘する。地方自治体または株式会社が株主総会に出席して議決権行使をするのは、職員または従業員による議決権代理行使以外の方法では、その代表者（地方自治体首長または代表取締役）が出席して行使せざるを得ない。⑥が、事実上の議決権行使の機会を奪うとして考慮したことは、その不便さ（首長・代表取締役のスケジュール調整の難しさ）であると考えられる¹⁷⁾。

裁判例の状況を見れば、③と⑥とは整合しないことがわかる。③から見れば、⑥のような不便性の考慮は不要となるからである¹⁸⁾。他方、⑥から見れば、③のように「代行的」な代理か本来の任意代理かというような代理の性質により評価基準を切り分けるべきではなく、形式的に「代理」となる場合に共通する規範として定立することを志向すべきともいえる。その結果として、実務的な不便さを(B)の要素として把握せざるを得なくなる。

(2) β類型における定款適用の違法性の評価の特徴

β類型における、非株主である代理人の属性と(A)(B)に関する要素の明示状況を見てみよう（【表4】）。

【表4】β類型における議決権行使代理人の属性と(A)(B)の明示状況

取消原因該当性	(A)(B)ともに明示	(A)のみ明示	(B)のみ明示
肯定 (非株主による議決権代理行使を認める)	⑱(弁護士)	⑨(従業員) ⑪(弁護士) ただし不法行為の違法性として。 ⑯(弁護士) ただし、委任状の真正確認方法の在り方として。	—

17) 岩原紳作編・前掲注3) 178頁 [山田泰弘]。

18) 柴田和史「会社法310条1項および議決権代理行使の制限の問題と大阪高裁昭和41年8月8日判決の意義」法政法科大学院紀要13巻1号（2023）1頁。

取消原因該当性	(A)(B)ともに明示	(A)のみ明示	(B)のみ明示
否定	⑦(弁護士) ⑩(市民活動グループ) ⑬(弁護士) ⑭(弁護士) ⑮(弁護士) ⑰(弁護士)	⑫β(弁護士) ⑳(弁護士)	⑧(弁護士) ただし非株主代理人による議決権行使権の存在の疎明として。

β類型においては、⑪がそれまでの展開と異なる理解を提示したが、裁判例のほとんどは最高裁判決である⑥の提示するαタイプの枠組みで評価を行っていた。しかし、近時⑱が⑪の提示する枠組みを強化して、これまでとは異なる枠組みでの評価を行ったことにより、変化が生じつつある。

i. α類型で示された(A)(B)の評価基準をβ類型でも利用する判例群

β類型でも、α類型における(A)(B)の評価要素を踏襲しつつ、(A)ではなく、(B)を中心に審査されている（特に⑪が提示される前までに顕著である）。⑦は、④・⑥を基礎に、(B)の「株主の議決権行使の機会を奪う」ことになるかを委任株主が出席することの物理的な不可能さに求め、そのような状況がなければ認めないというアプローチを採用する。物理的に参加が不可能ではない場合は、参加に時間的費用的な負担が伴うときでも、非株主を代理人とする株主総会議決権の代理行使が認められていない。上場企業の事案である⑧は、健康上の理由により適切に株主総会で質疑応答ができないという事情や他の株主を代理人として選任できないという事情に着目しながらも、非株主を代理人と指定する必要性を認めなかった。非公開会社の事案である⑭は、タイ国在住の株主であっても、招集通知期間である会日の1週前に株主総会開催の通知があれば、自身の株主総会への出席で対処できるとする。

他方、⑨は、法人株主が非株主である従業員を代理人とする議決権代理行使をすることにつき当然にその実施が認められ、制約されないという権

利性を肯定する。

このように、非株主による議決代理行使を許容する根拠となる(B)の必要性の範囲を、物理的に不可能な場合（自然人の株主）か、法人株主における組織を利用した事実上の代表者の代行となり得る場合のみに限定する厳格さが見られる。この厳格性の背景には、⑦が述べるように、株主総会が株主によって構成される会議体であり、会議体に出席できるのはその構成員である株主のみであるとの理解があろう。⑩も、代理人を出席株主に限るのは会議体の本則に従った合理的な規制であることから、例外が認められる範囲を狭く捉えている。

もっとも、このような評価の基準の設定は、株主が、任意代理により専門家（弁護士）を利用することで株主総会における株主としての活動の質を上げるといふ、任意代理を利用する者にとっての当然のニーズを否定することになる¹⁹⁾。このような利益を株主が享受できないことを⑦は当然とし、⑬⑮は、弁護士（非株主）による代理行使の機会はないが、株主自身による議決権行使が可能であったのだから、過度な権利制限はないとし、裁量棄却の対象とする。また、⑳（高裁判決）は代理人弁護士の出席が拒絶されても、株主自身が出席・投票する機会があった点を強調する。

なお、(A)の要素については⑨が、会社の支配権をめぐる、新株発行の効力が問題となるような事案で、その対立から株主総会での議論が紛糾することを防止したいという会社の主張に対し、それだけではいまだ会社の利益が害されるおそれは認められないとした点は注目に値する。株主総会の混乱が生じることは確実であるとして会社側の主張に理解を示す見解²⁰⁾もあったが、裁判所がそのような理解に立っていないことがわかる。

19) 岩原紳作編・前掲注3）179頁〔山田泰弘〕。

20) 中村一彦「法人株主の従業員による議決権の代理行使——日本保証マンション事件を契機として」商事法務1084号（1986）6頁。

ii. 平成12年神戸地裁尼崎支部判決(⑩)とその影響

⑩は、i で見た判例の展開とは異なり、(B)の要素ではなく、(A)の要素により評価する枠組みを提示する。⑩では、上場会社であるY株式会社の株主Xが、株主総会の集中開催日に開催され、別の銀行の株主総会に出席するためY社の株主総会に出席できないとして、本件総会に先立って、非株主である弁護士を代理人として議決権行使をしようとしたところ、拒絶されたため、株主権行使の機会を奪われたことの精神的損害の賠償をY社に求めたものであり、Y社の議決権代理行使の拒絶が、Xの法益を侵害する違法性を有するかが問題となった。⑩は、「定款で代理人資格を株主に限定しているからといって、株主以外の代理人であればすべて議決権の代理行使が認められないと解すべき必然性はなく、代理人として選任された者が株主総会に出席し、議決権を行使しても株主総会が攪乱されるなど、会社の利益が害されるおそれがないと認められる場合には……本則に立ち戻り、その者による議決権の代理行使が認められる」とし、Xが「Y社に対し、本件総会に先立ち、自己の選任した代理人の氏名及び職業を委任状と共にY社に告知していたのであるから、Y社としては、本件総会当日に、代理人たる弁護士に対して、代理人自身の身分・職務を証明する書類の提示を求めて、右代理権の有無、代理人の同一性を確認し、その上で会場への入場を認めるといふ取扱いをすれば足りたのであって、右手続の履践が本件総会を開催するに際しての事務処理を著しく煩雑にし、総会の開催を混乱させることになったと認めるに足りる証拠はない」として、議決権の代理行使を拒絶したことの違法性を肯定した。⑩は代理人が弁護士である場合には、代理権の有無、代理人の同一性を確認すれば(A)の攪乱のおそれはないとする。

この⑩も、具体的な「攪乱」の内容を示すわけではなく、(A)の要素として、非株主である弁護士が代理人として株主総会出席した場合に想定される態様についても審査したものか(弁護士であれば、攪乱のおそれがないと評価したか)、代理人の議決権行使が委任株主の利益に沿うのかを審査した

のか（弁護士の職業倫理・弁護士法の規定により担保されていると評価したか）は不明である。また、⑪は、Xに損害がないとしたため、議決権の代理行使を拒絶したことの違法性の判断は傍論判断に過ぎず、当初は、裁判例の判断基準としてこれまでの展開を塗り替えるものとは考えられなかった²¹⁾。しかしながら、⑪の影響は以降の裁判例に見られ、(A)の要素をより具体的に示すようになる。

⑫β⑬⑭⑰は非株主である弁護士が代理人として株主総会出席した場合に想定される態様の不確かさやそれを株主総会の会日の入場時に審査することの困難さを(A)の要素として明示する。⑫β⑰は、代理人が弁護士であることから、「違法・不当な行為をしない蓋然性が高いこと」を株主総会の攪乱のおそれが非常に小さいことを示すものとしつつ、非株主代理人の職種から総会の攪乱のおそれがないといえるかを審査するとすれば、恣意的な判断を入場時に許容するとともに、円滑な総会運営を阻害するおそれがあることを挙げる。

他方、⑯は、入場時の対応を問題とし、会社が、会社への届出印との照合のみにより委任状の真正性の確認方法を限定していたために、届出印とは異なる商業登記制度上の印鑑登録の登録印の印影を顕出した委任状を持参し、事前に面識のある弁護士の非株主代理人が株主総会に入場することを拒絶したことに対し、「面識があり、株主総会の受付において、同人が弁護士であり株主総会攪乱のおそれがないことを容易に判断でき」、そうであれば、株式会社の負担も小さくなく、株主ではない代理人による議決権行使を許さない理由はない」として、(A)の要素がないと判断した。

さらに⑱は、株主総会議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定がある場合であっても、「株主総会が株主以外の第三者により攪乱され株式会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されるおそれがあるようなときに、その定款の定めを理由に株主が当該第三者に議決権の代理行使をさ

21) 河本一郎「株主総会への弁護士等の代理出席」商事法務1559号（2000）34頁、岩原紳作編・前掲注3）172頁【山田泰弘】。

せることを拒否することができることとする趣旨」であるとする。⑱のこの定款規定の意義に関する理解を文字通り捉えれば、定款規定を適用する際に(A)のおそれがあることの立証を求められるように見える。しかし、この事案では、会社が非公開会社であり、会社と対立する原告株主と他の株主との間で株主総会の議案につき見解の対立を生じていた。原告株主は、非株主代理人による議決権行使をするにあたり、会社に対し、議決権の行使を委任するに足りる信頼関係が株主間に損なわれていることや、弁護士が代理人であり、その旨をあらかじめ申し出ている。あてはめの場面では、これらの事実を前提に、議決権代理行使の拒絶を求める被告会社側に、株主総会が当該弁護士により攪乱され当該非公開会社の株主の共同の利益が害されるおそれがあるなどの特段の事情の立証を求める。このあてはめを見れば、非株主代理人による議決権行使を求めた株主側で、(B)の必要性（非公開会社であり株主間対立から他の株主に議決権行使を委任できない）や、(A)のおそれがないこと（弁護士であり、あらかじめ申し出て、判断の機会を事前に与えていること）を主張し、裁判所の心証を形成しえたともいえる。被告会社側は、(A)(B)を積極的に否認しうる事実を提出できなかったようにも見える。⑳地裁判決も⑱と同様の枠組みを採用しつつ、事前に具体的にどの弁護士が代理人となるかまでは通告されていなかったことを捉え、会社側が確認の機会がなかったとして(A)のおそれがないとまで評価していない。このように、⑱は非株主代理人による議決権行使を求める側が(A)(B)の要素から定款の適用無効をすべき特段の事情があることの立証が成功したとの整理も可能であり²²⁾、⑱は立証責任の構造までを変化させていないと考える。

なお、⑱は、(B)につき弁護士による議決権の代理行使を認めるために、株主本人による議決権行使が不可能であることを要件とすべき必然性はないとし、iで見た評価基準よりも、緩やかに(B)の要素を認める。また、⑱は、弁護士による議決権の代理行使により、委任者である株主以外の者の意向

22) 仲卓真「令和4年度会社法関係重要判例の分析〔上〕」商事法務2332号(2023)15頁。

に基づく言動が株主総会で実施される危険性を(A)の株主総会の攪乱・株主の行動の利益が害されるおそれの具体的な内容として例示している。他方、⑳高裁判決（傍論判断）は、株主間の関係性の変容が生じる点を問題としている。

2. 属性による分析

上場企業の事例は⑧⑩⑪⑬のみであり、残りは非公開会社または閉鎖的な会社であるため、会社の属性ごとに評価基準に差異があるわけではなかった。もっとも、(B)の事情の評価にあっては、⑪が上場企業にあって総会集中日により株主総会に出席できないことを理由として挙げ、逆に⑱が非公開会社の株主間の利害対立により他の株主に議決権代理行使を委任できない事情を示した（上場会社の事案であるが実際に委任できる状況にある市民グループの⑧⑩も同様）。

他方、すでにみたように委任株主の属性については差異が見られる。

委任株主が法人株主である場合の従業員への委任は、「たとえ代理の形式をとつていても、実質的には会社代表者の職務の一部の代行」（③）として理解されるため、広く従業員であれば、本人出席に準じるものとして、(A)が審査されず、(B)も具体的な必要性を示さなくても（主観的・実務的な不便さでも）、認められる（⑨）。これに対し、自然人たる個人株主が非株主に議決権代理行使を委任する場合は、組織的な代行という発想がないため、(A)(B)がともに問題となる。α類型では、すでに問題なく議決権代理行使が行われており、(B)のみが問題となる傾向があり、(A)を審査するものも、議決権行使の態様や結果が委任株主の利益に合致しているかのみが審査される傾向がみられる。他方、議決権行使が拒絶されているβ類型では、(B)につき物理的に株主総会出席が困難となる事象に限定して、非株主代理人の出席が認められていた。しかし、⑪は主観的な必要性で足りるとし、⑱は明示的にそのような限定を否定する。しかし、同時期の⑭⑳（高裁判決）は、主観的な必要性では認めておらず、裁判所の評価の準則には揺らぎがある。

以上を比較すれば、法人株主に比して自然人たる個人株主は非株主代理人による議決権行使の機会が制限されている²³⁾。

Ⅲ. 検 討

以下では、(A)の評価に関する時間軸上の変化とともに、株主総会に参加しうる者が議決権を行使しうる株主に限定されるべきかという点の検討を通して、(B)の点を考察しよう。

1. 「株主総会の攪乱のおそれ」とは

そもそも、「攪乱」とは「かき乱すこと」を指す²⁴⁾。裁判所は、具体的に、どのような「かき乱される」状況の蓋然性がなければ、非株主代理人の出席を許容するのかを明示していない。この点から裁判例の理解が錯綜する原因とも分析される²⁵⁾。もっとも、(A)の認定要素の中では、裁判所の考慮要素の一端が見受けられる。

①では、すでに株主間で株主総会の議決事項について合意が形成されていることを前提に、予定されている合意と実際に成立した決議との差がないことが、株主総会が攪乱されていないことを示す事実とみる。これは、上場企業にあっても、当時の株主総会のほとんどが30分以内に終了し、議案関係に関する質問がなされることが少なかったというように²⁶⁾、株主総会決議が形骸化し、形式的な機関決定と捉えられていることの反映といえる。もっとも、議決権代理行使が問題となるケースのほとんどは、株式の流動

23) 柴田和史「会社法310条1項および議決権代理行使の問題と最高裁昭和51年12月24日判決の意義」〔江頭憲治郎先生古稀記念〕黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の進路』(有斐閣、2017) 221-223頁はこの点を不当とする。

24) 西尾実ほか編『岩波国語辞典』(第8版、岩波書店、2019) 251頁。

25) 原弘明・前掲注9) 25頁。

26) 商事法務研究会「株主総会運営の実態1971年版株主総会白書——実態からみた株主総会の運営状況——」旬刊商事法務研究575号(1971) 15頁、17頁。

性の低い会社・非公開会社である。これらのケースでは、多数株主と少数株主との間に対立があり、株主総会が実質的な機関決定としての意思形成の場となることが想定される。この点では、⑨のように、単に株主総会で議論が錯綜することが想定されても、それが株主間・株主取締役間の関係性の反映であれば、攪乱のおそれを示す事実とは考えないことは正当である。

もちろん、⑫⑬⑭⑰が述べるような非株主代理人が違法・不当な行動に出る懸念（⑫は、弁護士であれば職業上、これらの懸念が相対的に小さいとする）、すなわち、いわゆる「総会荒らし」や、市民活動の一環としての一株運動のように社会発信を目的とする株主総会での示威的な活動が社会的な許容度から逸脱することへの懸念が、裁判例の展開では直接示されていないが、意識されている可能性はある²⁷⁾。もっとも、株主が自身の意思で、社会的発信を目的として株主権を行使するのであれば、一概に濫用的な株主権行使であるとも評価できない。暴力的な示威行動の防止・抑止の点では、入場時の手荷物検査により危険物等の持ち込みを抑止でき²⁸⁾、株主総会議長の議場の秩序維持権（会社法315条）でコントロールが可能であり²⁹⁾、非株主

27) 渡辺芳弘「議決権行使の代理資格について——昭和44年3月6日付民事甲第381号民事局長回答を中心に」商事法務484号（1969）25頁は、「会社と経済的に何らの関係も有しない第三者が株主から委任状を集めて総会に挑み、総会の議事を妨害するいわゆる総会荒らしを予防するうえで合理性がある」と指摘する。近時であれば、小菅成一「株主の議決権行使と定款による代理人資格の制限：東京地裁令和3年11月25日判決を契機として」嘉悦大学研究論集66巻2号（2024）46頁は、判例やそれを支持する学説等がこのような想定をしていると指摘する。

1960年代であれば、近江絹糸紡績株式会社事件（大阪地判昭和40年5月12日下民集16巻5号852頁・判時416号80頁）のように、警察が出勤する暴力的な事案も確かに存在していた。平成16年商法改正前においては、株主名簿閉鎖期間中に総会屋等が株式を取得していた場合には、譲渡株主に代理人に任命してもらい、株主総会に出席することはあろうから実質的な効果は皆無ではなかったといえよう。

28) 本文⑩事件、仙台地判平成5年3月24日資料版商事109号64頁。

29) 個人的利益の追求や現実に株主総会で暴力的行為に出ることが予想できる場合には、株主であっても、株主総会出席自体を禁止することもできる（京都地決平成12年6月28日金判1106号57頁）。また、建造物侵入罪によるエンフォースも可能である（東京地判昭和62年5月19日商事1117号32頁）。

による議決権代理行使を否定する要素とはなりにくい³⁰⁾。

こうみれば、株主総会で成立した決議が覆る可能性、すなわち、非株主代理人の株主総会会日における行動や議決権行使が委任株主の利益や意向を反映していないという事態のおそれ(第三者あるいは代理人自身の利害に基づく行動であり、代理権濫用となるおそれがなかったか)を「攪乱」と捉えた認定が行われていることにも合理性があろう。一般に議決権代理行使につき表見法理が適用されないと解されていること³¹⁾を踏まえれば、代理権濫用があれば、決議の成否の判断が混乱しかねないからである。株主総会議長は、議事整理権の行使につき善管注意義務を負担し、適正な株主総会運営を実施することが求められる。この点で会日の受付での混乱に着目する⑫β⑬⑭⑮⑯に合理性があり、事前にこれらの確認の機会が会社にあることを要求することは適正である³²⁾。もちろん、決議の結果に影響を与えにくい株式数であれば、会社が簡易に審査することも認められよう($\alpha \cdot \beta - 2$ であれば裁量棄却の対象とされ、 $\beta - 1$ であれば、簡易な審査でも違法性がなく著しく不公正とはいえない(⑫ α))。

このほか、⑳(高裁判決)が示すように、特定の株主が弁護士である非株主代理人を株主総会に出席させることは、株主の持株比率や個性に基づく既存のパワーバランスが変化しうるため、この点への対処³³⁾の必要性も、出席株主に代理人を限定することによって保護する会社の利益かもしれない。株主間のコミュニケーションは株主総会だけに限られないことから、

30) 柴田和史・前掲注23) 213頁注4。

31) 岩原紳作編・前掲注3) 193-194頁[山田泰弘]。原弘明・前掲注9)は、この点を「攪乱のおそれ」ととらえ、会場での受け付け段階での判断の困難さ・実際に攪乱されていない状況での審査の困難性から、これを判断基準とすることに限界があることを示す。

32) この点は議決権の代理行使一般で問題となり、定款により出席株主に代理人資格を限定してなくても、委任状の真正性・代理権濫用のおそれがないことの確認は必要である。

33) 原弘明・前掲注9) 26頁は、顧問弁護士の臨席などを手配すべきとする。

上場企業を想定すれば、会社側は、自由に顧問弁護士などを事務局として臨席させうるため、むしろ逆に、株主側に弁護士などに委任できないとする方が不安である(松山遙『敵対的株主提案とプロキシファイト』(第3版、商事法務、2021) 62-63頁参照)。

特定の株主が株主総会で弁護士を利用することで自身の要望を株主総会議に反映させようとすることは、今後の株主間・株主会社間のコミュニケーションの円滑化に資さない可能性があるからである。

以上からは、非株主代理人の利用が会日に突然宣言されることは望ましくなく、事前の申出を要求することが適切である。⑱は非上場企業の事例であり、上場企業の事例を射程としないともされる³⁴⁾。しかし⑱は、規範を提示する際には、株式会社の属性により射程の限定をすとは明示しておらず、上場企業にも適用は十分に可能である。

2. (B)の要素の揺らぎ：株主総会は株主のみが参加する会議体か？

(1) (B)の要素の揺らぎ

非株主代理人による議決権行使の制限は定款上のルールとして株主総会の手続の準則である。このため、その準則の適用無効を主張する側は、(A)の攪乱のおそれがないこと（委任状が真正であることや非株主代理人と委任株主との関係性を主張することになる）や非株主代理人による議決権行使が必要となる事情(B)の主張・立証が必要である。非株主を代理人と指定する株主は、事前申出においてこれらを明らかとする必要があろう。

(B)の要素に関する裁判所の評価に揺らぎがある。④⑦⑭のように、委任株主が客観的・物理的に株主総会の参加ができない事情を要求するとも考えられる。他方、⑪⑱のように、委任株主の主観的事情で足りるのであれば、適用無効を主張する側（委任株主）は、自身が非株主代理人による議決権行使を必要と評価した事情を会社（株主総会議長）に説明すれば足り、事実上、単に真正な委任状の提出があれば足りることになる。

この揺らぎは、⑦が述べるように、株主総会の出席者が株主に限定され

34) 高橋聖子「判批（⑱判決）」新・判例解説 Watch32号（法学セミナー増刊 [日本評論社、2023] 126頁。田中亘＝森・濱田松本法律事務所編『株主総会の理論と実務』（商事法務、2025）185頁 [若林功晃＝河西和佳子]、柴田義人＝泉地賢治＝佐藤文宜「株主総会の決議に関する訴えを巡る諸問題（3）」判例タイムズ1527号（2025）17頁も同旨か。

ると考えるかという株主総会の性質に関する理解の差に起因するように思われる。定款規定の例外として許容される範囲を設定する物差しは、株主総会の性質に関する理解からの乖離の程度と考えられるからである。出席株主への代理が株主総会の性質上要求されるのであれば、個人株主が客観的・物理的に株主総会に参加できないというような、ごく狭い範囲で例外を設定する必要があるからである(⑩参照)。もっとも、このような性質的な制限の下でも、法人株主であれば、従業員であればどのような者でも、組織的な代行として代理人とする。結果として副次的だが、自然人である個人株主と法人株主との間で非株主代理人の利用できる範囲に過度な差が生じる。

(2) 株主総会の会議体としての性質：出席者は株主に限られるか

株主総会の参加主体が株主に限られるという性質的な理解は、「会議体の本則」として説明される³⁵⁾。しかし、会議体にもバリエーションがあり、構成員以外の出席が許容されるかは一義的に決定できるものではないとして、この性質理解の不合理性は学説上も指摘されている³⁶⁾。適切な批判であるが、会議体に様々なバリエーションがあるとしても、それだけでは、株主総会という会議体にとって構成員以外の出席が許容されないことが「本則」として設定されるべきでないとはまではいえない。株主総会という会議体の性質が、構成員以外の出席が許容されないことが「本則」であるとの性質的理解が示されるようになった原因や根拠の有無が検証されるべきである。

35) 鈴木竹雄「ある商事判例の研究」『商法研究Ⅲ』(有斐閣、1971) 353-354頁はこの点を強調する。

なお、松田二郎『株式会社の基礎理論』(岩波書店、1942) 640頁は、株主総会議決権などの共益権を株主の人格権として一審専属的権利と理解し、そもそも任意代理にそぐわず、会社法310条がその例外を示すとされる。この理解も、出席株主にしか代理行使を委託できないとの解釈に親和性があるとも考えられるが、現在の学界では、そもそも共益権を株主の人格権として理解していない。

36) 高田晴仁「判批②最判」神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編・前掲注16) 63頁。

この点、一つの仮説として、戦前期の株主総会の決議要件の下で形成された経験が、そのまま意識として残存した可能性があるのではないか。

昭和25年商法改正前においては、株主総会においては資本多数決の原理が貫徹せず、1株1議決権が原則とされつつも、株主が有する株式につき11株以上の部分については議決権行使を制限するとの定款の定めを設けることができた（昭和25年改正前商法162条但書）。

大株主の議決権制限を認める定款の定めは、明治5年の国立銀行条例に端を発し、明治23年旧商法制定以前に設立された会社の定款にも採用された³⁷⁾。例えば、日本郵船株式会社の明治20年当時の定款（44条）³⁸⁾は、株主が有する株主総会議決権の数について次のように規定する。すなわち、株主は保有する株式の数に応じ、20株までは10株毎につき1個の議決権を付与し（10株未満は、議決権がない）、21株以上100株までは、20株毎に1個、101株から1000株までは50株毎に1個、1001株以上5000株までは100株毎に1個、5001株以上は200株に毎に1個の議決権が付与され、議決権は1株主あたり100個を極限とする、と。また、代理を受けた株式は、代理人が保有する株式と通算して議決権を計算するとされ、代理人資格を株主に限定する規定は有さないが、代理人が株主に限定されることを前提とする規定を有していた。このため、物理的に出席がかなわないとき（事故ありて出席し能はざるとき）に、出席株主に議決権代理行使を委ねることを許容するような定款規定を有していた（同定款42条）。

その後、実務において大株主の議決権制限については見直しの動きがありつつも³⁹⁾、明治23年旧商法では1株1議決権制度を採用しつつ、定款において11株以上保有する場合の議決権を制限することを許容する制度設計

37) 加藤貴仁『株主間の議決権配分』（商事法務、2007）6-7頁。

38) 日本郵船株式会社『日本郵船株式会社50年史』（非売品、1935）77頁。

39) 明治26年に旧商法の施行にあわせ、日本郵船株式会社は、1株1議決権としつつ、11株以上の株式については、5株毎に1個の議決権を付与するとした（同社（当時）定款22条。日本郵船株式会社・前掲注38）107頁）。

が採用され、戦前期の法制度が確立する。明治期には、大株主の議決権制限を定款変更により修正する動きも見られるが、定款変更を行う株主総会が紛糾することもあった⁴⁰⁾。また、非財閥系企業は、上位10位程度までの大株主が普段は業務執行を行わない「社外取締役」として参画している状況が多くあり⁴¹⁾、その場合には、株主間の交渉や会合により、株主総会前に経営方針を固め、株主総会の会日はその方針の通りに決議が成立するように多数株主が尽力することがあったようである⁴²⁾。

その後、戦前期においても、大株主の議決権制限制度を設ける定款の割合は減少し、1株1議決権制度を採用する会社が増加することにはなる⁴³⁾。しかし、大株主の議決権制限がなされた下での株主総会運営の経験が、株主総会に参加しうる者を株主に限定し、会日にまでに形成された意思形成を保全することを当然視する(結果として代理人を出席株主に限定する)理解を形成したのではないか。

株主総会の参加者が株主に限定されるとの理解は、戦前期における経験に依拠するものであり、会議体は一様ではなく「本則」を固定できないことになれば、会社法309条3・4項の場合を除き単純な資本多数決により決

40) 伊牟田敏充「明治期における株主の議決権」大阪市立大学経済学雑誌62巻6号(1970)104頁注4は、明治31年に開催された日本鉄道株式会社の臨時株主総会において、大株主側が、24株を超える部分の議決権を停止する定款規定を100株毎に1議決権とする定款変更が、議決権代理行使の委任状の整理自体もその数が多数で紛糾し、株主総会の開催も遅延した中で決議されたため、定足数不足による商法違反により無効となったとして、その後継の株主総会で、最大株主である十五銀行の発言権が封鎖されたことを紹介する。

41) 岡崎哲二「日本におけるコーポレート・ガバナンスの発展——歴史的パースペクティブ」金融研究13巻3号(1994)66頁。

42) 烏田昌和「戦前期における企業ガバナンスの一考察——株主総会を通じた渋沢栄一の役割分析」経営論集14巻1号(2004)13-14頁は、明治32年9月に開催された九州鉄道株式会社の株主総会につき、200株以上の議決権が定款で停止され、財閥株主の意向と地元有力株主の対立構造の中、新聞での世論操作を行いつつ、株主総会が紛糾することを避けるよう渋沢栄一が行動したことを紹介する。なお、伊牟田敏充・前掲注40)106頁によれば、この株主総会では、200株以上の議決権行使が定款で制限されていることを廃止し、1株1議決権とする定款変更が成立した。

43) 加藤貴仁・前掲注37)13-16頁。

議が成立する現行法の下では、もはや株主総会の本則とは呼べないとする。

3. 非株主代理人による議決権行使の必要性

定款は株主の判断に基づくルールの設定であり、将来について不確実性のある中でルールが決定される際には、その運用の際に、合理的な株主が納得できる程度の事情があれば例外的な運用がなされることを当事者は期待している⁴⁴⁾。株主総会の出席者は株主に限るという性質論が現行法の下で妥当しないのであれば、「代理」という法技術の特質を基準に運用の幅を設定すべきであり、裁判例の展開を踏まえ、⑬が述べるように、株主に主観的な必要性があれば(B)の必要性を認めるべきである⁴⁵⁾。

これまでの裁判例を見れば、主観的な事情により出席できないことは、病气、遠隔地居住、そして、総会集中日のため他の株主総会への出席などスケジュール調整の困難性がある。⑬の準則の下では、これに株主への議決権代理行使の委任が主観的に難しければ、(B)の必要性を充足するものと考えられよう。欠席者に向けた書面投票・電子投票（会社法298条1項3号・4号）が用意されていても、議決権を行使することだけが目的ではなく、株主総会での審議を経て議決権行使をしたいというニーズや、審議に参画し、動議を出すなど、他の株主にも協調行動を求めたいというニーズを考慮すれば、依然として(B)の必要性は十分に肯定できよう。このほか、株主自身の法律知識や経験の不足を補うために、専門家に委任したいという、より適切な審議への参加・議決権行使の実現という必要性も、⑬の準則の下では、排斥すべき理由は認められない。⑬⑮⑳（高裁判決）は、非株主である弁護士の代理出席が拒絶されても、本人である株主が出席し議決権行使をしていれば、取消原因に該当しないとするが、裁量棄却の対象として評価する余地があるにせよ、株主にとって受忍できない不利益と考えるべきで

44) 岩原紳作編・前掲注3) 178頁 [山田泰弘]。

45) 岩原紳作編・前掲注3) 179頁 [山田泰弘] の分析を2013年度以降の裁判例の展開を踏まえ、改める。

ある。そもそも、代理人は機能的には使者とは異なる。株主の要望は、代理人があたかも本人として株主総会で活動し、本人の意向に沿いつつ、その能力不足を補い、よりよい議決権行使(株主総会の議事への参画)を実現することだからである⁴⁶⁾。

結びにかえて：「株主総会の攪乱のおそれ」の内容としての 代理権濫用のおそれの測定

以上の検討から本稿が至った結論は次の通りである。

議決権代理行使の受任者を出席株主に限る定款規定は、定款自治の中で当事者が選択したルールである以上、有効と考えざるを得ない。非株主を代理人とすることを認めるかに関しては、(A)株主総会が攪乱され、会社の利益が害されるおそれと(B)非株主代理人による議決権行使の拒絶の不当性の比較衡量によってなされるが、それは、株主総会に参加する者が株主のみに限定されるかという性質論の理解によって左右され、揺らぎが発生している。しかし、現代的には株主総会の参加者が株主に限定されるとの性質決定をすべきではない。もっとも、非株主代理人の議決権行使は、株主間の関係性の変更につながる可能性があり、委任状の真正や代理権濫用のおそれがないことの確認に時間がかかることから、議決権代理行使の資格を出席株主に限定する定款を有する会社にあつては、非上場会社・上場会社⁴⁷⁾を問わず、⑮の準則によって評価されることが望ましい。事前の申出

46) 白石裕子「判批」早稲田法学60巻2号(1984)120頁、中村一彦「判批」金融商事判例665号(1983)56頁、柴田和史・前掲注23)220頁は、このような株主の要望を尊重すべきとする。

47) 上場企業では、株主名簿上は自己名義で株式を有していない機関投資家は、直接は株主本人として株主総会に出席できない。コーポレートガバナンス・コード(2021年版)補充原則1-2⑤はこの点への対処を上場会社に求める。機関投資家が株主総会に参加し、議決権を行使しうる環境は、全株懇理事会決定「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」(2015年11月13日。改正2021年8月27日)により整備されようとしている。しかし、多くの企業では議決権を行使しうる代理人ではなく傍聴者として参加を

がない場合には、非株主代理人による議決権行使を拒絶しても取消原因には該当しないと考える（⑳地裁判決）⁴⁸⁾。

事前申出（または株主総会議決取消の訴え）に際して、定款規定の適用を否定する側は、(B)について委任株主が非株主代理人による議決権行使を主観的に必要であるという事情を主張すれば足りる。(A)として代理権の濫用のおそれがないと主張すれば足り、具体的には、次の点を説明すればよい。

法人株主が非株主である従業員・官吏に代理行使させる場合は、③が述べるように、法人株主はその者を組織的に管理監督することが可能であり、代理権濫用のおそれがない。⑪⑬のように、非株主代理人が弁護士であれば、職業倫理等から類型的に濫用するおそれが非常に小さいことがわかる。このほか、④⑱のように、自然人たる個人株主と同居する親族（近隣に居住し、関係性を構築できている親族も含む）も、代理権の濫用をするおそれは小さい⁴⁹⁾。会社の従業員・代表取締役（⑱）も、株主総会議長により善管注意

認めるに留まる（商事法務研究会編『株主総会白書2024年版』商事法務2376号（2024）103-105頁。この点は、商事法務研究会＝全国株懇連合会編『株主総会白書2025年版』商事法務2405号（2025）79-80頁図表Ⅲ 8でも変わらない）。

定款による代理人資格制限がなくても、委任状の真正性や代理権濫用のおそれを審査する機会が会社に必要であろうから（前掲注32を参照）、⑱の準則の下で定款による資格制限がある場合と、会社の対応はそれほど異ならない。そうであれば、コーポレートガバナンス・コードは、上場企業が出席株主に代理人を限定する定款規定を設けることを禁止した方がよく（田中亘『会社法』（第5版、東京大学出版会、2025）188頁）、そのような動きも見られる（商事法務研究会・前掲書104頁図表73と商事法務研究会＝全国株懇連合会・前掲書79頁図表Ⅲ 7を対照）。

48) 原弘明・前掲注9）28頁は、会社側が「攪乱のおそれ」（非株主代理人が違法・不当な行動に出る懸念）を積極的に立証できたときに限り、取消原因該当性を認める。しかし、そもそも代理権濫用のおそれは「攪乱のおそれ」を構成する要素であり、会社にその判断機会が与えられなければ、そのおそれは十分にあり、そのような限定は不要であろう。

49) 家族の在り方の多様化の進展をふまえれば、「親族」という枠は狭すぎよう。欧州での経験につき、Shareholder Rights Directive, Directive 2007/36/EC of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the exercise of certain rights of shareholders in listed companies, OJL 184, 14.7.2007, pp. 17-24 Art.10を参照。藤嶋肇「ドイツにおける議決権代理人資格制限に関する議論の展開——ヨーロッパ株主権利指針導入後の状況」〔永井和之先生古稀記念〕丸山秀平ほか編『企業法学の論理と体系』（中央経済社、2016）811

義務を尽くして会議運営がされることを考慮すれば同様である。また、株主が、被後见人・未成年者である場合に法定後见人・親権者であれば、本人に準じて株主総会議決権の行使が認められよう⁵⁰⁾。任意代理となる任意後见人による株主総会議決権の代理行使も、任意後見が開始されたということは、株主が任意後見契約を締結し、任意後見監督人が選任されたことを示すのであり(任意後見契約に関する法律2条1号)、制度的に代理権濫用のおそれが小さいとみるべきである(同法7条参照)⁵¹⁾。

頁は、ドイツにおいて欧州株主権利指令の対象となる上場会社のみならず非上場会社でも代理人資格の定款による制限が否定されるようになったことを伝える。

50) 岩原紳作編・前掲注3) 178頁 [山田泰弘]。

51) 内田千秋「判批」金融商事判例1711号(2025年) 84-85頁は、任意後見を想定し、司法書士等を代理人とする場合も、会社は拒絶できないとする。